



# 中小企業者のための鹿児島県の融資制度 小規模企業活力応援資金



## ○ どんな資金？

小規模企業者がさまざまな資金使途で活用できる一般的な資金です。

## ○ 融資対象者 県内で現に営む事業を6月以上継続して営んでいる小規模企業者

- 1 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の会社（医療法人を含む。）及び個人
- 2 事業協同小組合で、保証対象事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が保証対象業種を行う者であるもの
- 3 保証対象業種を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- 4 保証対象業種を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

## ○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

年0.29%～年1.59%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

## ○ 融資条件

融資限度額	運転資金・設備資金 2,000万円 (既往の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る)
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.95% / 1年超3年以内 年2.15% / 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.45% 又は 変動金利
信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small>	年0.39%～年1.69% (・鹿児島県SDGs登録事業者等) 年0.29%～年1.59%
融資期間	運転資金 5年以内 (うち据置6月以内) / 設備資金 7年以内 (うち据置6月以内)
償還方法	毎月均等分割 (融資期間が1年以内の融資にあつては、一括又は均等分割)
取扱金融機関	鹿児島銀行 / 南日本銀行 / 鹿児島信用金庫 / 鹿児島相互信用金庫 / 奄美大島信用金庫 / 鹿児島興業信用組合 / 鹿児島県医師信用組合 / 奄美信用組合 / 福岡銀行 / 肥後銀行 / 宮崎銀行 / 西日本シティ銀行 / 熊本銀行 / 宮崎太陽銀行 / 商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書 / 県民税及び市町村民税の納税証明書 / 中小企業制度資金融資申込書 / 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し / パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し / かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し / その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

## ○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

